

平成 29 年 12 月 26 日

愛媛県伊方町「使用済核燃料税」の新設

愛媛県伊方町から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される伊方町使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	愛媛県伊方町
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 （使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。）
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1キログラムにつき500円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）309百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	平成30年度から平成34年度までの5年間

- ・平成29年9月15日 伊方町議会にて条例案可決
- ・平成29年9月25日 総務大臣協議
- ・平成29年12月26日 総務大臣同意

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659